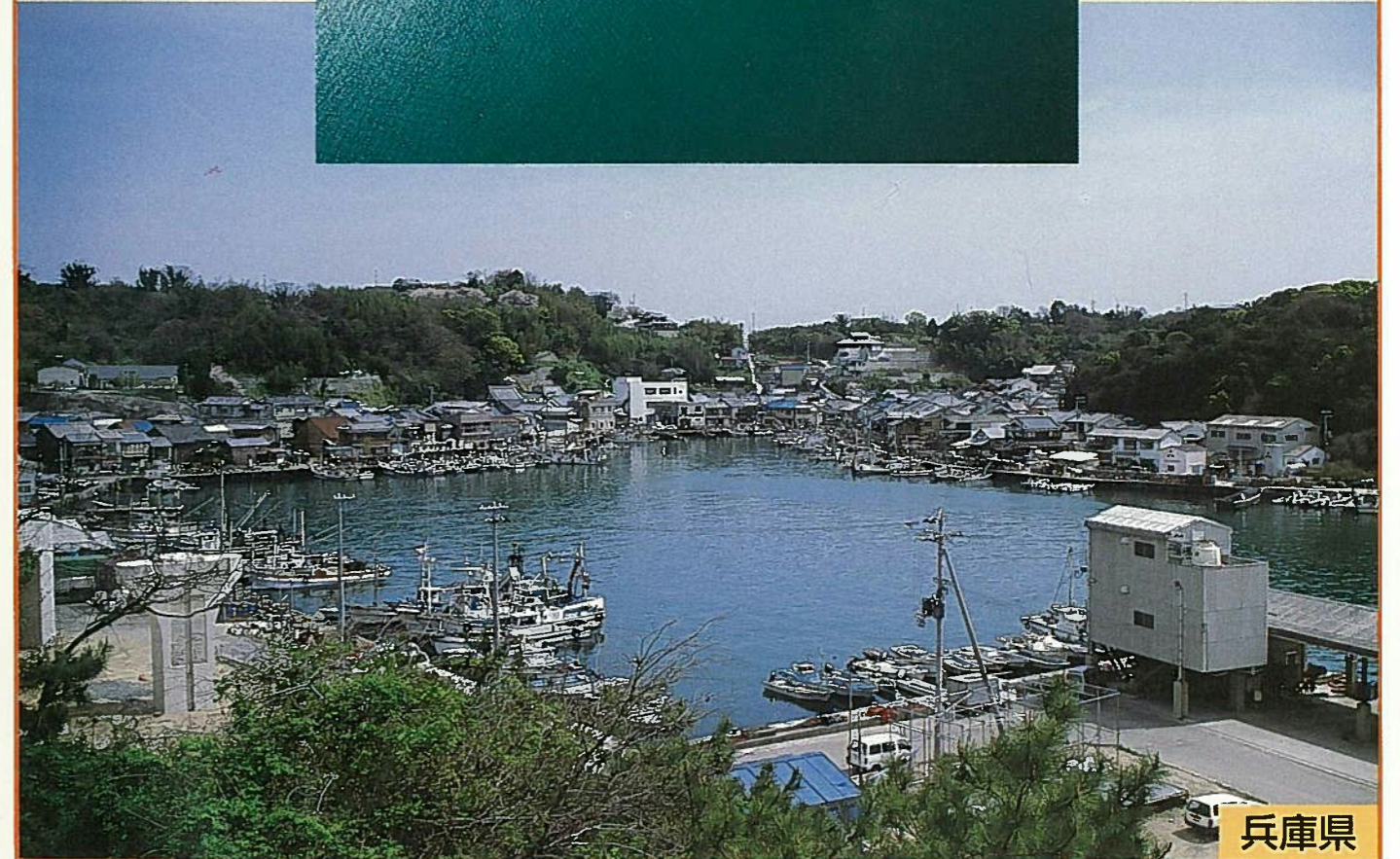


あすの景観をつくる

御津町/室津地区 景観ガイドライン



兵庫県

御津町室津地区



1994(H.6)5.13 景観形成
地区に指定

兵庫県都市住宅部都市政策課

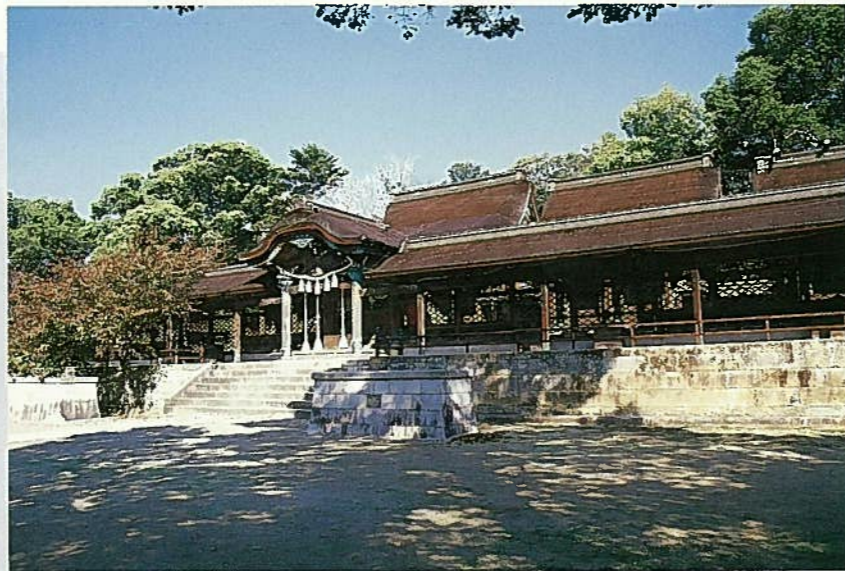
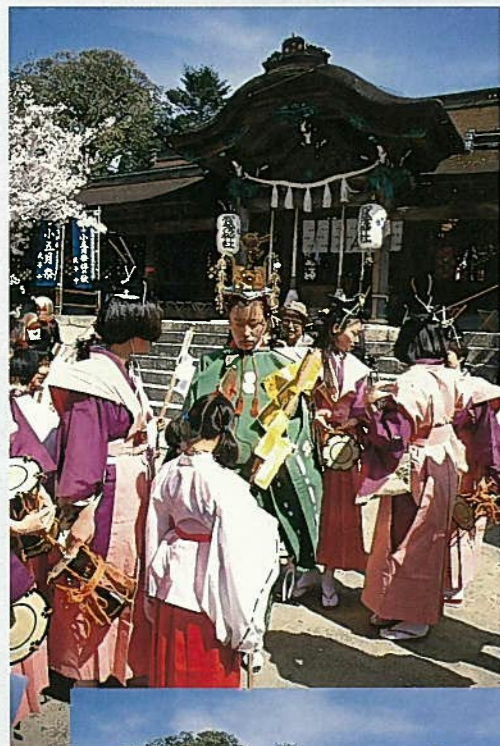
神戸市中央区下山手通5-10-1

☎078-341-7711 (代表)

御津町位置図



▲町花 (ウメ)



▲賀茂神社



▲小五月祭 *遊女の祖室君が、水辺の遊女が船に棹をさしながらうたった「棹の歌」を、氏子を代表して賀茂神社に奉納する祭り。



はじめに

御津町は、兵庫県の南西部、瀬戸内海に面して位置する面積17.96km²の東西に細長い町で、景観形成地区である室津は、その御津町の南西部にある漁港を中心としたまちです。

城山、嫦娥山に三方を囲まれ、海に突き出た岬による狭くはあるが奥行きのある深い入江は、瀬戸内海国立公園の第2種特別地域である賀茂神社周辺及び北部の山麓部とともに、自然豊かな良港を形成しています。

このため、奈良時代、僧行基によって定められたといわれる拱播五泊の一つに数えられるなど早くから栄え、江戸時代には、参勤交代の西国大名や朝鮮通信使などの上陸地として、最盛時は6軒の本陣が置かれていました。

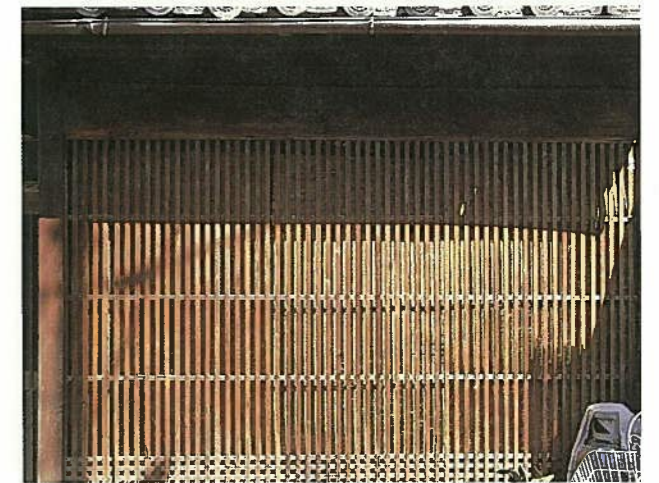
現在、残念ながら本陣の遺構はありませんが、旧豪商の家屋や町家群が豊かな自然と織りなす歴史的まちなみは残っています。

この冊子は、そのまちなみの保全、創造を図るための工夫等をまとめています。

御津町室津の景観づくり、まちづくりのための一助となれば幸いです。



▲躍動の景



▲落ち着いた景



▲生活の景

目次

はじめに.....	1
1 室津のまち.....	2
2 地区と基準.....	4
3 まちづくりの工夫.....	6
4 景観形成助成事業.....	15
5 届出の手続き.....	16
(参考)	
景観の形成等に関する条例 (抜粋).....	17

1 室津のまち

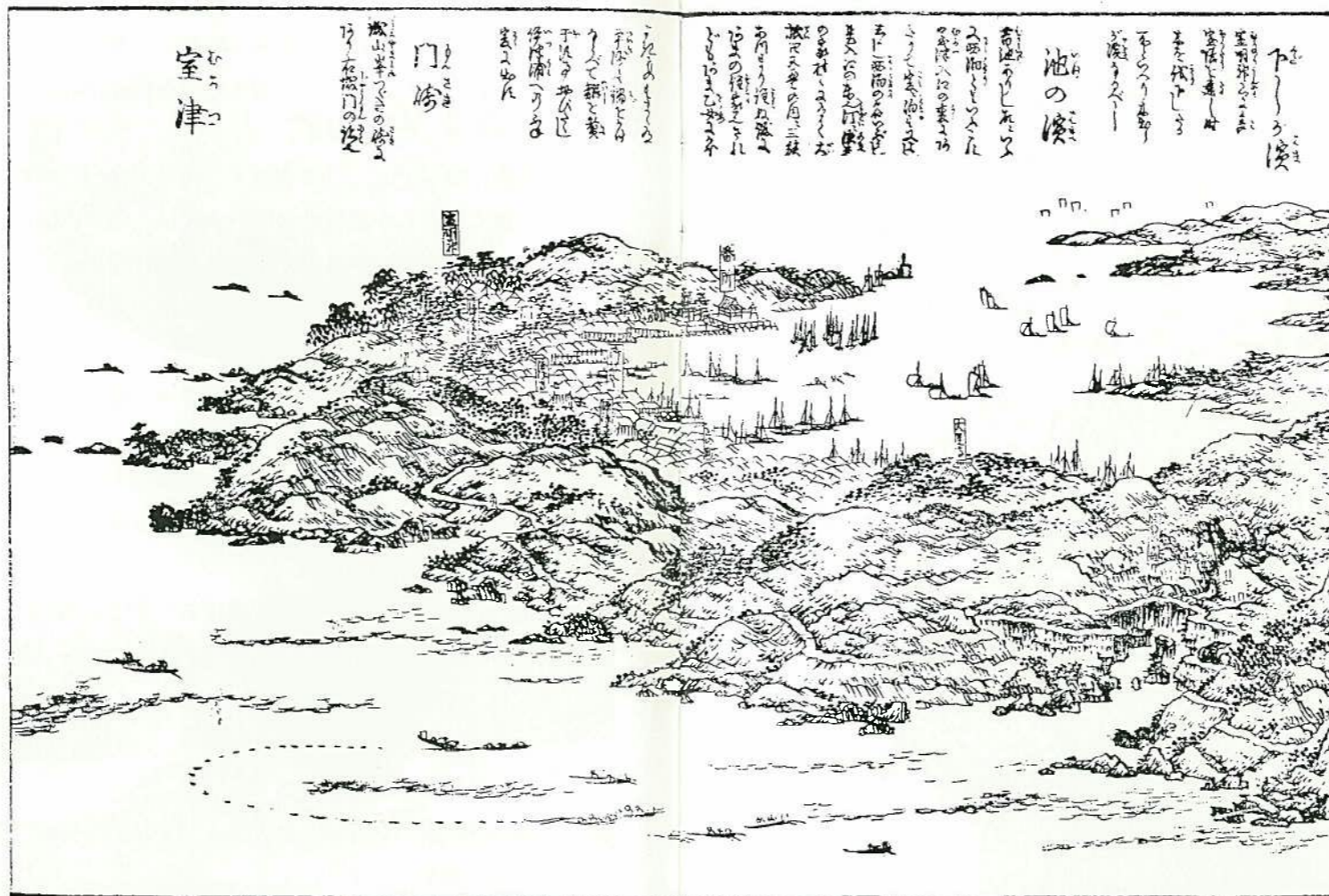
8世紀初期(和銅6年、713年)に編纂された「播磨国風土記」には、室津について「室原(むろふ)の泊り、室と号くる所以は、此の泊り、風を防ぐこと、室の如し。故、因りて名と為す」とあります。

小さな湾の三方を岬と山とが抱く天然の良港である室津の地形を、まさに表したものと いえます。

また、「万葉集」(天平宝字3年、759年)のなかには室津沖の小島を詠んだものがあり、三善清行の「12の意見封事」(延喜14年、914年)にも摂津、播磨の5つの停泊港の一つとして記されていたりしており、室津は古代から国家的な主要な港の一つとして考えられていました。

平安時代末期には、京都賀茂神社の所領する御厨となり、京都の賀茂神社と同じ大規模な5つの社殿が並ぶ、室津のシンボルともいえる景観が生まれました。

その後、14世紀に入ると、赤松氏が室山城を築城し戦乱の世となっていく中、港町室津の回漕業は著しく発達していきました。



▲「播磨名所巡覧圖會」—室津—

16世紀には、参勤交代の前期形態ともいべき都と領地との間を定期的に航路で往来する西国大名たちが、途中で室津に寄港しています。兵庫港に向かう船舶にとって、室津が播磨灘の手前にあって最後の安全な港とされていたからです。

17世紀初めから、江戸参勤交代が制度化され、室津も宿場として整備が行われ、海の宿駅、海路と陸路の接点としての役割の重要性が高まり、繁栄をきわめ、18世紀には6軒の本陣を構えるに至りました。

しかし、明治以降、宿駅制度が廃止され、良港としては好ましかった背後の山や「七曲がり」と言われるリアス式海岸が災いし、陸路の発達から取り残されてしまいました。

現在、御津町の基幹産業である漁業の中心的港まちとして再生していますが、残っている旧豪商の家屋や町家群が海や山の豊かな自然とともにある景観は、長い歴史により築かれてきた貴重なものです。

地区の生活環境の向上はもとより、漁港整備による漁業の一層の活性化を損なうことなく、このまちなみを保全、創造し、さらに観光、産業資源として活用していくことが室津のまちづくりには不可欠なことではないでしょうか。

室津のまちなみの特徴

- 海、港、町家群、山という4段階の景観構成になっています。
- 海側から見た景観が魅力です。
(町家群、瓦屋根と背後の山が重なる景観)
- 歴史的町家の景観が貴重です。
(瓦屋根、下屋根、庇、格子等の建具でつくられる町家景観)
- 動と静の景観が感じられます。
(漁船群と町家群という対比的な景観)



▲「播磨名所巡覧圖會」—小五月祭礼図—



▲「播磨名所巡覧圖會」—小五月祭礼図—

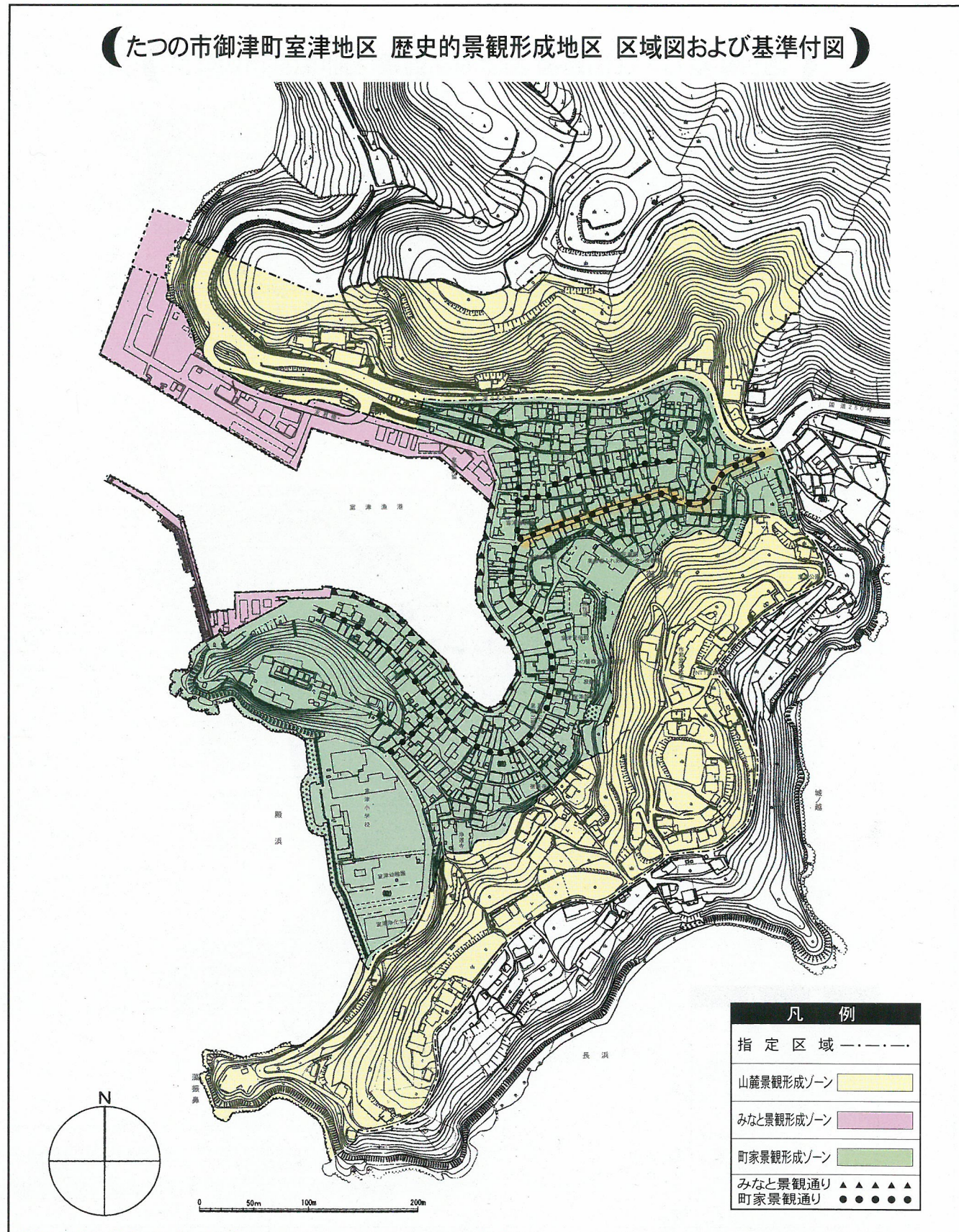


▲「播磨名所巡覧圖會」—七曲り—

*「播磨名所巡覧圖會」
文化元年(1804年) 村上 石出

2 地区と基準

（たつの市御津町室津地区 歴史的景観形成地区 区域図および基準付図）



1 小さな湾の三方を岬と山とが抱き、最も奥まった部分では四方のほとんどが山々で囲まれた天然の良港である御津町室津は、早くから海の官道の役割を担ってきた瀬戸内海で、多くの人々に知られた国家的な港津であった。これは、平安末期には京都の賀茂神社の所領する御厨となったことにも表れている。その後、江戸時代には西国から航路で江戸、京へ上る場合、播磨灘の手前である最後の良港であるため、海の宿駅として栄え、最盛時6軒の本陣が置かれていた。

現在、本陣の遺構は見られないが、旧豪商の家屋などは僅かながら残り、江戸時代に宿場として繁栄をみせた町の面影は、本瓦の屋並みと二階の発達した町家にうかがえ、町の骨格を形づくっている海岸線に平行な道と旧嶋屋の北側で東に入る谷筋の道に沿って町家が軒を連ねている。湾曲した部分では台形状の敷地割りになっており、町家も通りニワ部分で平面形態を調整しながら自然地形に対応している。

このような地区において、間口が狭いにもかかわらず本瓦葺二階屋で重厚さを備えている町家群で構成されている町なみを保全し、創造していくため、次のとおりゾーンを分けて、

景観の形成を図っていくこととする。

(1) 山麓景観形成ゾーン…対岸から見た場合に集落の背景となる50メートル程度の山の緑と広がりのある和風の黒ないし灰色の勾配屋根との調和を図る。

(2) みなと景観形成ゾーン…対岸から見た場合に集落の前景となる広がりのある和風の黒ないし灰色の勾配屋根による景観の形成を図る。

(3) 町家景観形成ゾーン…通りの特性に合わせて伝統的な町家を活かした町なみ景観の形成を図る。

なお、港には、漁港として数多くの漁船が係留されている。それらが町なみや山の緑と織りなす景観も、自然の中で生活する躍動感を感じさせるものとして評価されるものである。

2 具体的な景観形成基準は、次表のとおりである。ただし、知事が景観形成審議会の意見を聴いたうえ、当地区の優れた景観を創造するため、この基準を適用することが適当でないとする建築物等又は自動販売機については、これによらないことができる。

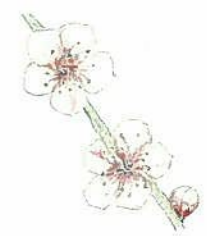
(1) 建築物に係る基準

区 域	項 目	建 築 物	工 作 物
指定区域全域	高 さ	・階数は3階以下とする。	・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色彩は、けばけばしくならぬものとし、周囲の景観との調和に努める。
	屋 根	・和風を基調とする切妻、入母屋又は寄棟の勾配屋根とする。 ・黒ないし灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 ・全色相、明度6以下、彩度0.5以下又は明度6以下の無彩色とする。	
	外 壁	・白ないし灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。色相はY R（橙）系及びY（黄）系の5 Yまでとし、明度8以下、彩度3以下又は無彩色とする。	
	外 構	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。	
	建 築 備 等	・空調機（室外機、ダクト類等）は、できるだけ通りから見えにくいように設置する。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、できるだけ目立たない意匠及び色彩とし外部から見えにくいように設置する。	
	掲 出 物	・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。	
山麓景観形成ゾーン	屋 根	・対岸から屋根面が大きく見える意匠及び配置とする。	—
	植 栽	・建物の前面（海側）に植栽を施すとともに、樹木の保存に努める。 ・擁壁等の周辺は、積極的に植栽を施し、修景を図るように努める。	
みなと景観形成ゾーン	屋 根	・対岸から屋根面が大きく見える意匠及び配置とする。	—
町家景観形成ゾーン	壁 面 の 位 置	・通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。 ・駐車スペース等を確保するため、やむを得ず建物を後退させる場合は、門、塀の設置等の方法により、町なみの連続性を損なわないように努める。	—
	建 具	・茶褐色系統の色彩とする。	
	植 栽	・擁壁等の周辺は、積極的に植栽を施し、修景を図るように努める。	
町家景観通り	高 さ	・階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。	—
	屋 根 ・ 庇	・屋根は、和瓦葺で切妻平入りとし、屋根勾配を伝統的な周囲の建物に合わせるものとする。 ・1階には軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。下屋又は庇は、和瓦葺とし、軒先の位置と勾配を伝統的な周囲の建物に合わせるものとする。	
	外 壁	・1階壁面の腰部分は、堅羽目板貼り又はこれに類するものとする。 ・通りから妻壁が見える場合は、焼板貼り、漆喰塗り又はこれに類するものとする。	
	建 具	・通りに面する部分の窓、手摺、戸袋、格子等は室津の伝統的な様式を基調とした意匠とする。	
	建 築 備 等	・やむを得ず空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠及び色彩に十分配慮した目隠しをする。	
みなと景観通り	屋 根	・通りに面する建物は、対岸から屋根面が大きく見える意匠及び配置とする。	—

注）各ゾーン及び通りの位置は、たつの市御津町室津地区 歴史的景観形成地区 基準付図に示すとおり。

(2) 自動販売機に係る基準

項 目	景 観 形 成 基 準
位 置	・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。
意 匠	・企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。
色 彩	・基調となる色彩については、建築物に付帯する場合は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくなくものとし、周囲の景観から突出しないものとする。
そ の 他 の 設 置 方 法	・複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置するものとする。 ・機能上支障ない程度に、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。



3 まちづくりの工夫

1. 景観形成の考え方

西国大名たちの船が室津に入ってくる。その時、船上の人々は、海の向こうに広がる停泊中の船、本陣の家屋、瓦屋根、町家群、背後の山の緑などの景観を回漕問屋等の活気を感じるなかで目の当たりにし、上陸への期待を抱いたであろうと考えられます。

室津の景観は、海側からの視点に魅力があり、海(船も含む)、海沿いの家屋の屋根や壁、伝統的な町家そして山という領域から成っています。

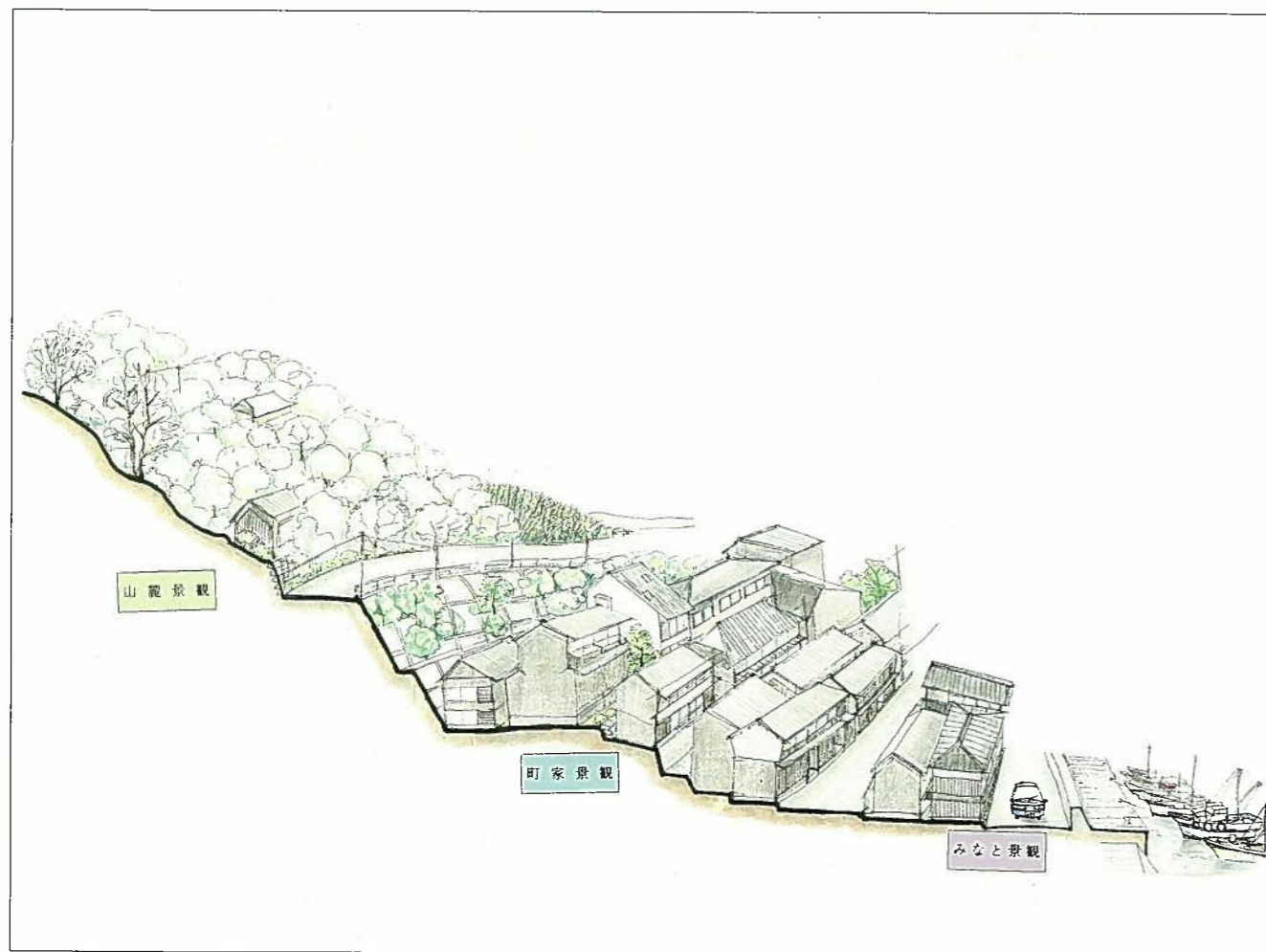
そこで、まず景観形成地区の指定区域を考えるに当たって、景観の前景となる海につながる家屋等のある漁港部分を海側の境界領域、山麓部分で景観の背景となる湾側の斜面を山側の境界領域としました。

次に、その区域の中を、海沿いの区域、町家の区域、山麓の区域と景観の特徴に応じてゾーン分けをしました。

建築物、工作物の景観形成基準を考えるに当たっては、そのゾーン区分に応じて基準を作成することとしました。

「みなと景観形成ゾーン」、「町家景観形成ゾーン」、「山麓景観形成ゾーン」の3つのゾーンがあり、「町家景観形成ゾーン」については、さらに通りの特徴に応じて「町家景観通り」、「みなと景観通り」を設けました。

歴史的建築物等と海、山、空という大きな自然との融合、それが室津の大きなテーマです。



▲景観形成イメージ図

2. 景観形成基準の説明

①地区全域の基準

建築物の高さ

3階以下。

- ・高さを抑えることによって建築物の背後に見える山の緑は、大切な景観要素です。
- ・高さを概ね揃えることによって形成される屋並みの連続感は、まちなみとしての美しさやリズムを生み出します。

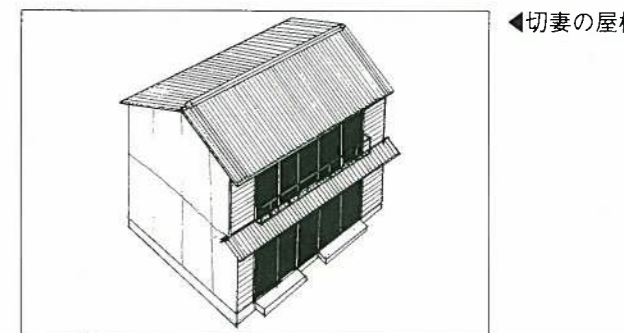


▲連続感あるまちなみ

建築物の屋根

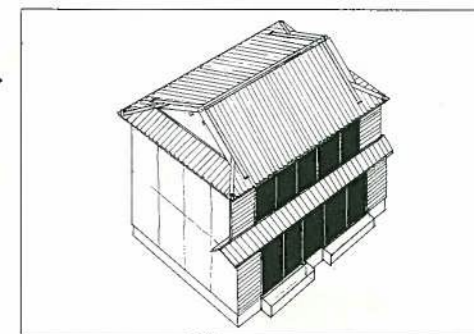
切妻、入母屋または寄棟の勾配屋根。
黒ないし灰色またはこれに近い色彩。
(基準のマンセル表示の範囲)

- ・素材は定めていませんが、和風を基調とする屋根として好ましいのは、和瓦葺きです。
- ・屋根の形状は付近のものと概ね合わせることが、眺望としての連続感も形成します。

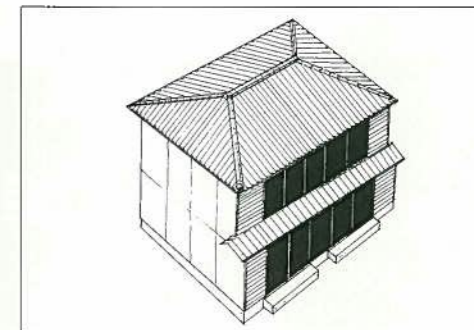


◀切妻の屋根

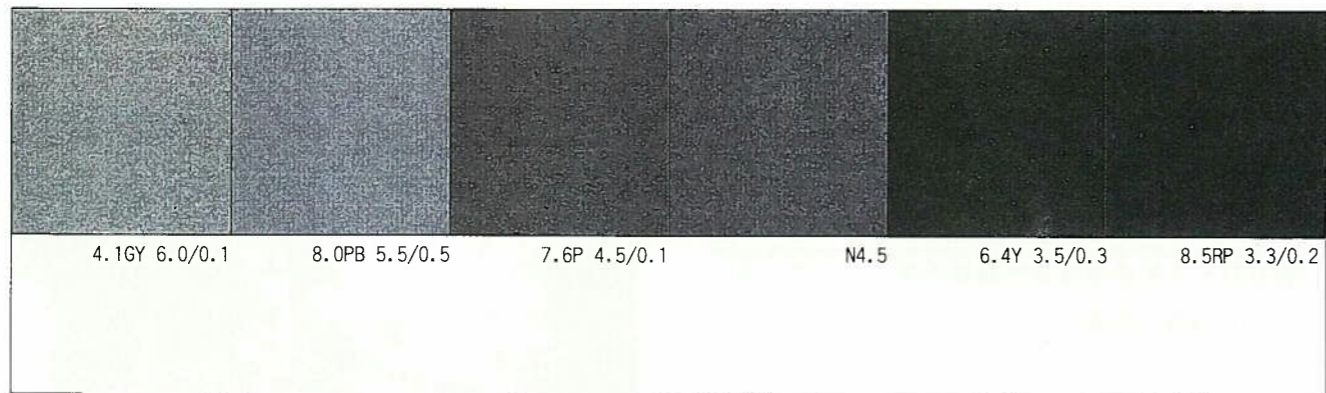
▶入母屋の屋根▶



▲高所から見た美しい屋並み



▲寄棟の屋根▲

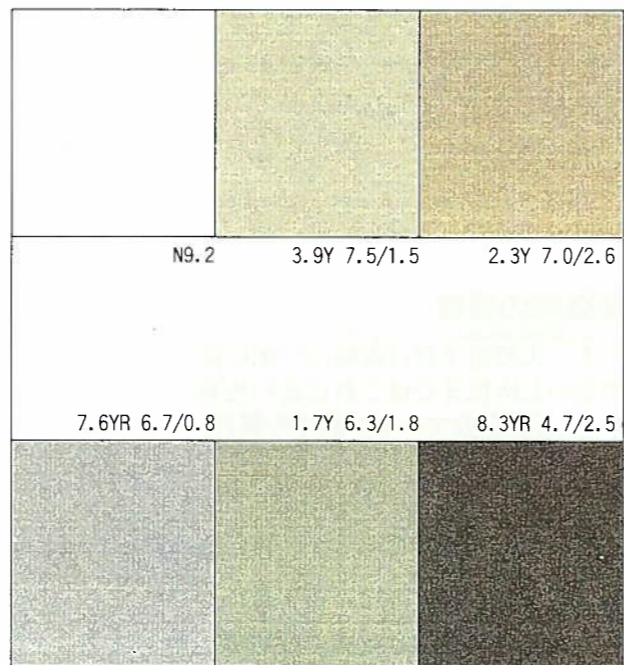


▲屋根の推薦色（色相 明度/彩度）*推薦色については印刷のため実際のマンセル色票と異なります。

建築物の外壁

白ないし灰色または茶系統の色彩。
（基準のマンセル表示の範囲内）

- ・色彩を概ね揃えることで、落ち着いて、連続感のあるまちなみが形成されます。



▲外壁、外構の推薦色（色相 明度/彩度）

建築物の外構

外壁の基準に準じた色彩。

- ・門や塀で連続感が失われることは好ましくありません。
- ・色彩は、まちなみの印象に影響を与える大きな要素です。

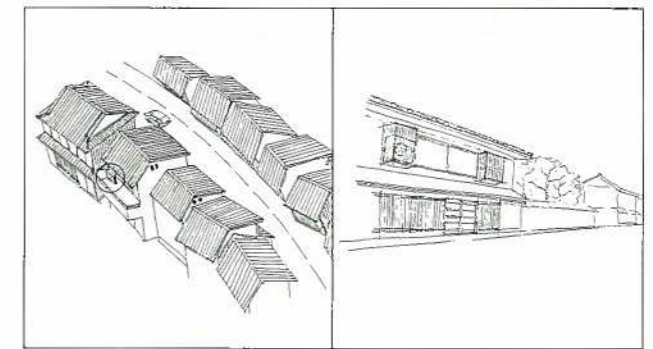


▲色彩の連続感のあるまちなみ

建築物の建築設備等

空調機は通りから見えないように。屋上設備は設置しない。

- ・空調機の設置位置を通りの反対側にするにより、伝統的なまちなみが形成されます。
- ・どうしても見える位置に設置する場合は、設備自体の大きさや色彩により、さらに覆いを設けるなどにより見えにくくする工夫が必要です（13頁参照）。



▲見えにくい位置に設置 ▲覆いを設ける

建築物に係る掲出物

数を少なく。意匠および色彩に配慮。

- ・シングル・サインの考え方により優れた広告景観を形成しようとするものです。
- ・景観形成地区は、広告物の掲出が原則的に禁止される第2種禁止地域です。



▲工夫された屋外広告物

工作物

突出感、違和感の少ない意匠。
けばけばしくない基調色。

- ・この地区では、擁壁が問題となります。石積みとするなどの工夫が必要です。

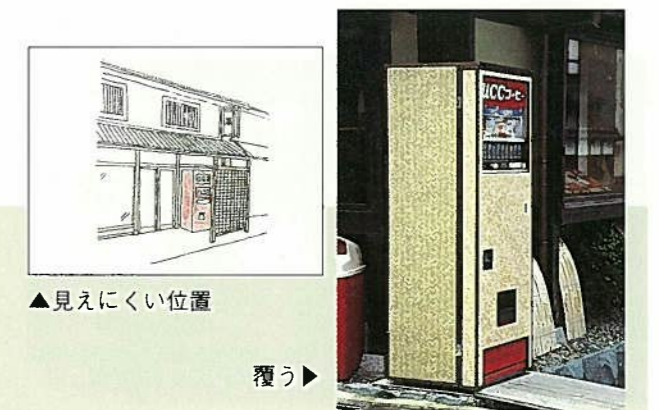
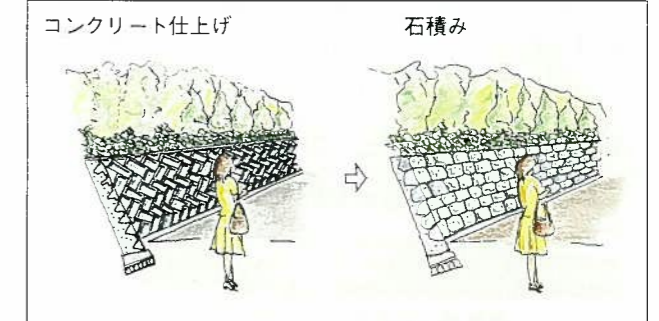
（自動販売機）

建築物や工作物以外にも景観を形成するものがあります。自動販売機もその一つです。その設置についても配慮が必要です。

▼シングル・サイン

- ①形態、色彩とも簡素
- ②豊かな内容を伝達できる洗練された
- ③自然、歴史、文化などの地域特性と調和した屋外広告物で、
- ④結果として、地域の良好な雰囲気づくりに資するもの。

▼擁壁の工夫



▲見えにくい位置

覆う▶

②山麓景観形成ゾーンの基準

地区全域の基準に次の基準が追加されます。

建築物の屋根

海側から屋根面が大きく見える意匠および配置。

- ・海側からの景観が室津らしさです。
- ・面積の広い平入りの屋根と山の緑を調和させようとするものです。
- ・屋根面を大きくするためには軒先を低くすることがポイントですが、それにより建築物の圧迫感がなくなります。



▲山麓景観形成ゾーン

植栽

建物の前面（海側）に植栽。樹木を保存。擁壁等の周辺を積極的に植栽し修景。

- ・緑を増やせば、地区の景観の背景が充実します。
- ・花や実のなる樹種はアクセントになります。
- ・建築行為に当たっては、現在の樹木の保存、無理な場合は、移植を考慮することが大事です。



(ヤマモモ)

(コバノミツバツジ)

花や実のなる樹種▲

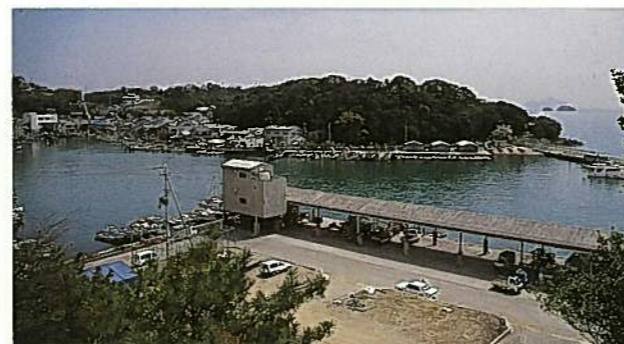
(ウバメガシ)

③みなと景観形成ゾーンの基準

地区全域の基準に次の基準が追加されます。

建築物の屋根

海側から屋根面が大きく見える意匠および配置。



▲みなと景観形成ゾーン

④町家景観形成ゾーンの基準

地区全域の基準に次の基準が追加されます。

建築物の壁面の位置

通りに面する壁は隣接建物に揃える。
建物を後退させる場合は、門、塀の設置等により連続性を。

- ・町なみの連続性は、歩行者の快適空間を生み出します。

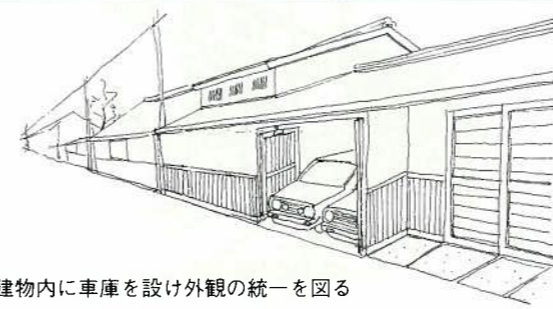
町家景観形成ゾーン▶



駐車場に塀を設ける



建物内に車庫を設け外観の統一を図る



▲駐車スペースの工夫例

- ・駐車スペースは必要なものです。門や塀の設置等で連続性に配慮しましょう。
- ・地区で駐車場を設けることは土地の有効利用です。



▲町なみに配慮して修景した公共施設の駐車場

建築物の建具

茶褐色系統の色彩。

- ・木製の建具が好ましいが、アルミサッシ等でも色彩が茶褐色系統なら町家に調和します。



▲木製の建具

▲茶褐色のアルミサッシ

植栽

擁壁等の周辺を積極的に植栽し修景。

- ・擁壁等は石積み等が好ましいが、コンクリート仕上げ等の場合は、前面に植栽またはツタ等の地被植物をはわすことで、周辺の景観に調和します（工作物の基準9頁参照）。
- ・擁壁や石段、坂道はこの地区の景観を形成する大事な要素です。



▲擁壁、石段、坂道のある景観

町家景観通り

町家景観通り

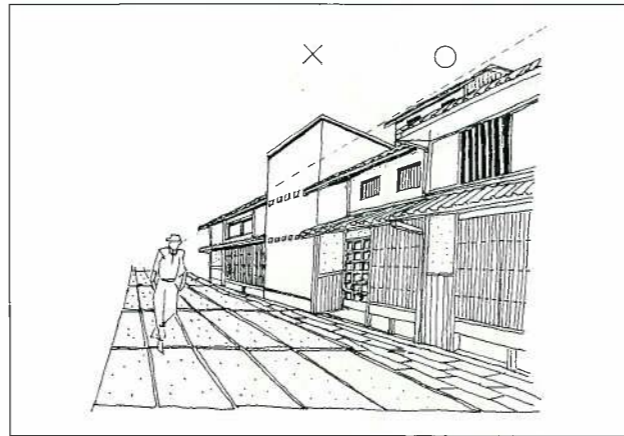
町家景観形成ゾーンのなかでも町家景観通りは、この地区の代表的な区域として、さらに次の基準が追加されます。

建築物の高さ

2階以下。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ通りから見えにくいように。

- ・建物の有効利用のためには3階建ても認められますが、2階の屋並みの連続性をつくるため、3階部分を1~3m位後退させてください。

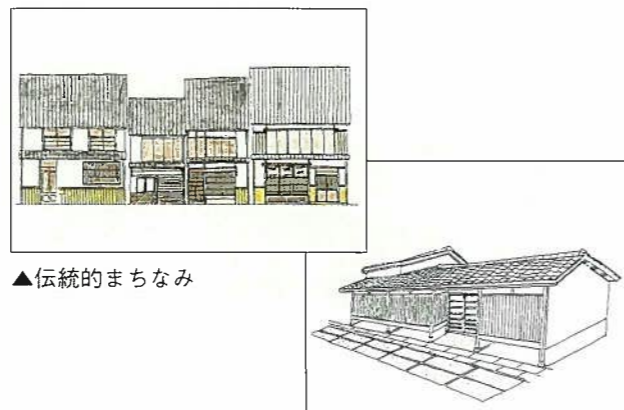
3階部分は通りから見えにくいように▶



建築物の屋根・庇

屋根は和瓦葺き、切妻平入り。伝統的な屋根勾配。1階部分の下屋・庇は十分な軒の出。和瓦葺き。伝統的な位置、勾配。

- ・伝統的な勾配等とは、周囲の建物のものと一体と見た場合に違和感の無いものをいいます。位置の少しぐらいの違いは、かえってリズム感を生みます。
- ・十分な軒の出は、歩行者への圧迫感を和らげます。



▲伝統的まちなみ

▲切妻平入り

建築物の外壁

1階腰部分は縦羽目板貼りまたはこれに類するもの。通りから見える妻壁は焼板貼り、漆喰塗りまたはこれに類するもの。

- ・木や土の素材感を生かそうとするものです。



▲漆喰塗りと縦羽目板貼り

▲焼板貼り

建築物の建具

通り側の窓、手摺、戸袋、格子等は伝統的な様式を基調とした意匠。

- ・木製が好ましいことはいうまでもありません（町家の修景指針次頁参照）。

建築物の建築設備等

通り側には設置しない。やむを得ず通り側に設置する場合は、意匠および色彩に十分配慮した目隠しをする。

- ・目隠しについては、空調機等の機能が低下しないような配慮も必要です。



▲工夫された目隠し

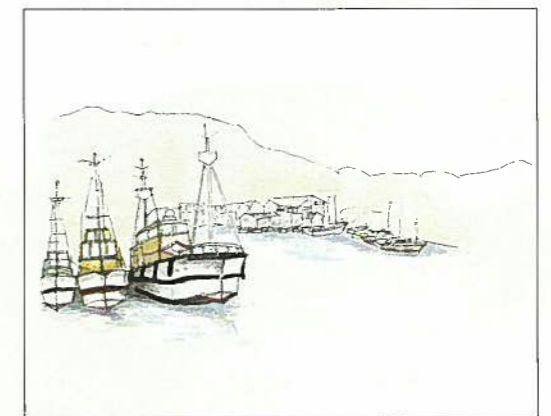
みなと景観通り

みなと景観通り

町家景観形成ゾーンのなかのみなと景観通りは、みなと景観形成ゾーンと同じ景観を形成するため次の基準が追加されます。

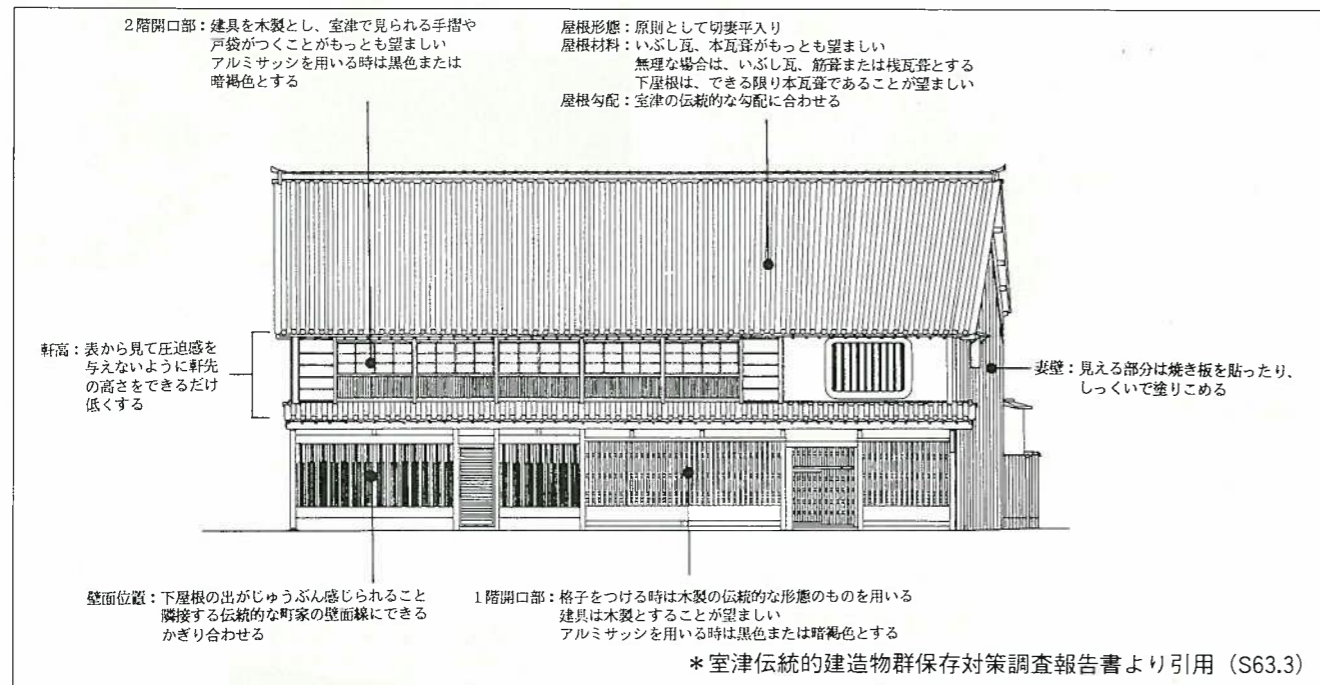
建築物の屋根

海側から屋根面が大きく見える意匠および配置。





町家の修景指針 特に町家に係る修景についてまとめました。



公共の取り組み 室津では、町や県も景観を考えた公共事業、建設行為を行っています。



▲国道の橋梁、擁壁

▲室津診療所

▲室津小学校



▲殿浜の親水空間

▲室津民俗館

▲下水処理場

4 景観形成助成事業

まちづくりのお手伝い

兵庫県では、民間の方々が行うまちづくりのお手伝いをするため、助成金をお渡しする景観形成助成事業を実施しています。民間の方が、景観形成地区で、建築物や門または塀の新築、増改築または大規模な修繕などを景観形成基準に適合するように行う場合、一定の助成率、限度額の範囲で助成金が受けられます（民間空間修景事業）。

また、商店会など地域の団体の方が、景観形成地

区で、ポケットパークやストリートファニチャー（ベンチ、公衆電話ボックス等）の整備を景観形成計画に適合するように行う場合も、同じように助成金が受けられます（公共空間修景事業）。

民間の方が、県内でシングル・サイン運動とツイン・ツリー運動の趣旨に沿って、屋外広告物の改善や植栽を行う場合も、一定の助成率、限度額の範囲で助成金が受けられます（シングル・サイン、ツイン・ツリー）。

助成内容

(1) 民間空間修景事業（助成対象：景観形成地区等）

経	費	助成率	助成限度額(万円)
①基本設計および実施設計に係る経費		1/4	25
②建築物の新築、増築、改築、大規模な修繕または大規模な模様替えに係る工事費のうち外観に係る経費		1/4	100
③門または塀の新築、増築、改築、大規模な修繕または大規模な模様替えに係る工事費のうち外観に係る経費		1/4	50
④建築設備（屋上設備）の囲いの設置に係る工事費のうち外観に係る経費		1/4	25
⑤垣または柵の新設改良に係る工事費のうち外観に係る経費		1/4	25
⑥外観の過半にわたる色彩の変更に係る経費		1/4	50
⑦その他助成することが適当と認められる経費		1/4	25

(2) 公共空間修景事業（助成対象：景観形成地区等）

経	費	助成率	助成限度額(万円)
①ポケットパークの新設整備または改良整備に係る経費		1/3	100
②ストリートファニチャー（ベンチ、公衆電話ボックス等）の新設整備または改良整備に係る経費		1/3	50
③公共サイン（案内地図板、施設誘導板）等の新設整備または改良整備に係る経費		1/3	50
④その他助成することが適当と認められる経費		1/3	50

(3) シングル・サイン（助成対象：全県）

経	費	助成率	助成限度額(万円)
シングル・サインの実施に係る経費		1/4	10

※広告景観モデル地区については25万円（地区指定後5年間に限る）

(4) ツイン・ツリー（助成対象：全県）

経	費	助成率	助成限度額(万円)
ツイン・ツリーの実施に係る経費		1/4	25

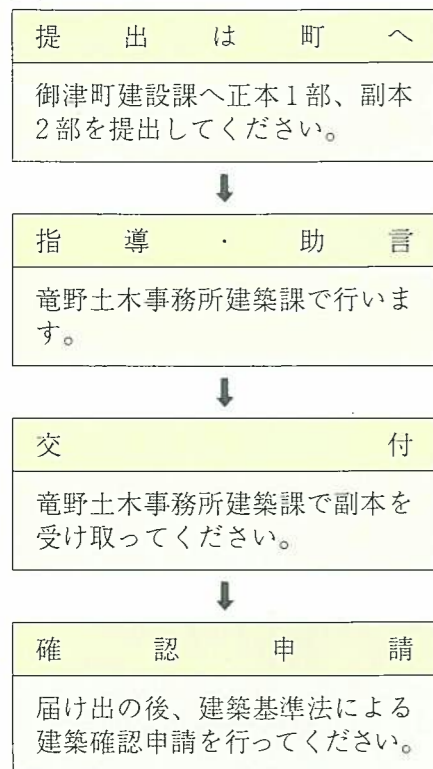
※助成金は総額150万円を限度とします。

5 届出の手続き

(1) 建築行為の届出について

景観形成地区で建築物または工作物の建築行為（新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、大規模な模様替え）を行う場合に届出が必要です。ただし、一定規模以上の大規模建築物等については、届出の前に協議が必要です。

■届出の流れ



* 届出書類は竜野土木事務所建築課および御津町建設課に有ります。

(2) 助成制度について

景観形成地区で景観形成基準に適合するように建築行為を行う場合、助成制度が有ります。

届出とは別の手続きが必要です。
* 申請書類は御津町建設課に有ります。

(3) 広告物の申請について

景観形成地区の指定により、屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）上、第2種禁止地域になりました。許可申請は御津町建設課で扱います。

* 申請書類は御津町建設課に有ります。

■届出の添付図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取り図	・方位、道路および目標となる建物
配置図	・公共空間から外壁までの距離 ・隣接する家屋の壁面の位置・屋根伏せ図
各階の平面図	
各階の立面図	・主要部分の材料の種別、仕上げ方法および色彩 ・公共空間に面する建具の意匠、色彩 ・壁面および屋上の設備（配管等を含む）の位置 ・附属広告物の位置 ・附属施設の主な立面
主要部2面以上の断面図	・屋根勾配
外構平面図	・門、垣、柵、塀等の立面および平面、仕上げ材料、色彩 ・植栽計画 ・附属施設の配置
敷地周辺状況カラー写真	・工事前の敷地および建築物を含んだ写真
完成予想図カラー写真	
協議書、予測書または評価書	
知事が特に必要と認める図書	

* 完成予想図カラー写真は、事前協議をしない場合で大規模建築物等のみ添付すること。

* 協議書、予測書または評価書は、事前協議をした場合のみ添付すること。

* 図面の縮尺は、付近見取り図は1/2,500以上、その他は1/200以上。

参考 景観の形成等に関する条例(抜粋)

昭和60年3月27日兵庫県条例第17号
改正平成元年4月1日兵庫県条例第22号
平成5年3月29日兵庫県条例第16号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 景観形成地区（第8条—第14条）
- 第3章 風景形成地域（第15条—第21条）
- 第4章 大規模建築物等（第22条—第27条）
- 第5章 景観形成等住民協定（第28条—第29条）
- 第6章 雑則（第30条—第32条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、建築物等の届出等に関して必要な事項を定め、もつて魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- (2) 風景の形成 景観の形成のうち、広がりのある優れた景観の創造又は保全をいう。
- (3) 建築物等 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及び工作物（同法第88条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 大規模建築物等 次に掲げる建築物等をいう。
 - ア 建築物で、高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの
 - イ 工作物で、高さが15メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

(県の責務)

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する建築物等の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、自己の建築物等が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業の用に供する建築物等の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

(景観形成等基本方針)

第7条 県は、景観の形成及び大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成等基本方針を定めるものとする。

2 知事は、前項の景観形成等基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する景観形成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

第2章 景観形成地区

(指定)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要がある区域を、景観形成地区として指定することができる。

- (1) 駅前、街路沿い、官公庁施設の周辺等で、その地域を代表し、又はその地域の特徴を表している区域
- (2) 伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域
- (3) 住宅街等で良好な環境を有する区域
- (4) 新都市の建設、都市の再開発等により新たに地域が整備される区域

2 市町長は、景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成地区の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあつた区域が、景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域が第1項各号の区域に該当しない場合においても、景観形成地区に指定することができる。

4 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。ただし、指定をしようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された景観形成地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

7 知事は、前項の規定により、景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。

8 知事は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

9 第2項及び第4項から前項までの規定は、景観形成地区の変更について準用する。

(景観形成基準)

第9条 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該景観形成地区について、景観形成基準を定めるものとする。

2 前項の景観形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
- (2) その他景観の形成を図るために知事が必要と認める事項

3 前条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成基準の決定及び変更について準用する。

(行為の届出)

第10条 景観形成地区内において、次に掲げる行為（建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、改築、増築又は移転
- (2) 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え

(景観に及ぼす影響に関する協議)

第11条 景観形成地区内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条各号に掲げる行為をしようとする者は、前条の規定による届出又は第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。

(指導又は助言)

第12条 知事は、第10条の規定による届出があつた場合において、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(建築物等又は空地に係る要請)

第13条 知事は、景観形成地区内において、建築物等が景観形成基準に著しく適合しないと認めるとき、又は空地の利用若しくは管理が景観の形成を阻害していると認めるときは、当該建築物等又は空地の所有者、管理者又は占有者に対し、必要な要請をすることができる。

2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(国等に関する特例)

第14条 景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）が行う第10条各号に掲げる行為については、同条の届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があつた場合において、通知に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

—以下省略—